

# 孤独・孤立対策の重点計画について

内閣官房孤独・孤立対策担当室

# 孤独・孤立対策に関する有識者会議

- 孤独・孤立対策の重点計画の在り方その他孤独・孤立対策に関する重要事項について検討するため、「孤独・孤立対策に関する有識者会議」を開催  
※「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」を一部変更

## 構成員

- |      |     |                                       |
|------|-----|---------------------------------------|
| 石田   | 光規  | 早稲田大学文学学術院文化構想学部教授                    |
| 伊藤   | 美奈子 | 奈良女子大学研究院生活環境科学系教授                    |
| 大野   | 元裕  | 埼玉県知事（全国知事会 社会保障常任委員会委員）              |
| ◎ 菊池 | 馨実  | 早稲田大学理事・法学学術院教授                       |
| 駒村   | 康平  | 慶應義塾大学経済学部教授                          |
| 近藤   | 尚己  | 京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授                  |
| 中野   | 五郎  | 大分県臼杵市長（全国市長会 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会副委員長） |
| 原田   | 正樹  | 日本福祉大学学長                              |
| 宮田   | 秀利  | 福島県塙町長（全国町村会 行政委員会委員長）                |
| 宮本   | 太郎  | 中央大学法学部教授                             |
| 森山   | 花鈴  | 南山大学社会倫理研究所准教授                        |
| 山野   | 則子  | 大阪公立大学現代システム科学研究科教授                   |
| 横山   | 美江  | 大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授     |

（◎：座長）

10月10日（第2回）

- 最近の孤独・孤立対策の取組について
- 孤独・孤立対策推進法の施行に向けて

10月26日（第3回）

- 令和3年及び令和4年の「人々のつながりに関する基礎調査」の振り返り
- 孤独・孤立対策の重点計画に盛り込まれた各省の施策の取組状況
- 孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画について

11月30日（第4回）

- 孤独・孤立対策の具体的施策に関する関係省庁（厚生労働省、環境省、文科省、こども家庭庁）からのヒアリング
- 孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画について

1月29日（第5回）

- 孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画について

## 「孤独・孤立対策の重点計画」に関する主な論点

- ① 孤独・孤立対策を通じた目指すべき社会像について。
- ② 実態調査結果やこれまでの各種施策の進展を踏まえた、孤独・孤立対策の重点化について。
- ③ 実態調査結果を踏まえて、孤独・孤立の「予防」の観点から、今後必要と考えられる施策について。
- ④ 法に基づく国及び地方における安定的・継続的な孤独・孤立対策の実施のために、今後必要と考えられる施策について。
- ⑤ 重点計画に基づく孤独・孤立対策の施策の評価・検証の在り方や方法について。

# 參考資料

## 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

## 概要

### 1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

### 2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

### 3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

### 4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

## 孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念  
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

## 孤独・孤立対策の基本理念

### (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
  - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
  - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
  - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
  - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態  
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態  
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。  
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む  
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

### (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進  
その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進  
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

### (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実に資するとの考え方で施策を推進  
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

# 孤独・孤立対策の重点計画 概要②

**孤独・孤立対策の基本方針** ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

## (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

### ① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

### ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

### ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ 官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

## (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

### ① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

### ② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

## (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

### ① 居場所の確保

- ・ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

### ② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

### ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

### ④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

## (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

### ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

### ② NPO等との対話の推進

### ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・ 全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・ 地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・ 官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

### ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

## 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施  
関係府省において、各々の所管施策に**孤独・孤立対策の視点を組み入れ**、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく  
特に、**孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援**については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、**各年度継続的に支援**を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、**毎年度**、本計画の各施策の実施状況を**評価・検証**し、**評価・検証の指標**を検討。**毎年度を基本として必要に応じて計画全般の見直し**を検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等